



山形県公報

平成17年4月15日(金)
第1635号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                      |                     |     |
|--------------------------------------|---------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....          | ( 庄内総合支庁福祉課 ) ...   | 432 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....          | ( 同 ) ...           | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                  | ( 同 ) ...           | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                  | ( 同 ) ...           | 435 |
| 指定介護老人福祉施設の指定.....                   | ( 同 ) ...           | 同   |
| 指定介護療養型医療施設の指定.....                  | ( 同 ) ...           | 436 |
| 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....               | ( 同 ) ...           | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更..... | ( 同 ) ...           | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更..... | ( 同 ) ...           | 437 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                  | ( 置賜総合支庁農村計画課 ) ... | 同   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                  | ( 同 ) ...           | 438 |
| 県道の供用の開始.....                        | ( 村山総合支庁建設総務課 ) ... | 439 |
| 同 .....                              | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同 .....                              | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同 .....                              | ( 最上総合支庁建設総務課 ) ... | 同   |
| 道路の区域の変更.....                        | ( 同 ) ...           | 同   |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| 山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則..... | 440 |
|-------------------------------------------------|-----|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 政治活動のために寄付を受け又は支出することができないこととなった政治団体..... | 441 |
|-------------------------------------------|-----|

### 公 告

|                                         |                     |     |
|-----------------------------------------|---------------------|-----|
| 平成17年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | ( 市 町 村 課 ) ...     | 442 |
| 特定非営利活動法人設立の認証の申請.....                  | ( 置賜総合支庁企画振興課 ) ... | 443 |
| 同 .....                                 | ( 庄内総合支庁企画振興課 ) ... | 同   |
| 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....               | ( 商業経済交流課 ) ...     | 同   |

### 正 誤

## 告 示

## 山形県告示第361号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの種類   | 廃止年月日      |
|----------------------------|---------------------------------|-------------|------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号 | 庄内医療生活協同組合鶴岡協立病院<br>鶴岡市文園町9番34号 | 通所介護        | 平成16.9.30  |
| 医療法人健友会<br>酒田市中町三丁目4番20号   | 医療法人本間病院<br>酒田市中町三丁目4番20号       | 通所リハビリテーション | 平成16.10.31 |

## 山形県告示第362号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                 | 廃止年月日     |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
| 有限会社瀬尾薬局駅前店<br>酒田市駅東二丁目4番1号 | 有限会社瀬尾薬局駅前店<br>酒田市駅東二丁目4番1号 | 平成17.1.25 |

## 山形県告示第363号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                               | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|----------------------------------|-------------------------------------------|-----------|-----------|
| 八幡町<br>飽海郡八幡町観音寺字寺ノ下41番地         | 町立八幡病院<br>飽海郡八幡町小泉字前田37番地                 | 訪問介護      | 平成16.3.23 |
| ケアサポートひばり有限会社<br>酒田市卸町4番地の5      | ケアサポートひばり<br>酒田市卸町4番地の5                   | 訪問介護      | 同 4.26    |
| 株式会社福祉のひろば<br>酒田市大字穂積字上市神139番地の5 | 株式会社福祉のひろば福祉用具貸与事業所<br>酒田市大字穂積字上市神139番地の5 | 福祉用具貸与    | 同 5.7     |
| 医療法人丸岡医院<br>酒田市松原南15番地1号         | 丸岡医院訪問介護事業所<br>酒田市松原南15番地1                | 訪問介護      | 同 6.2     |
| 有限会社廣工務店<br>東田川郡藤島町大字渡前字中堰42番地の2 | アインクサービスアッシュ<br>東田川郡藤島町大字渡前字中堰42番地の2      | 福祉用具貸与    | 同 6.17    |
| 有限会社佐重組<br>東田川郡三川町大字神花字前外川原22番地  | アインクサービスせいか<br>東田川郡三川町大字神花字前外川原22番地       | 福祉用具貸与    | 同         |

|                                          |                                                |                 |   |      |
|------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------|---|------|
| 株式会社オビヤ<br>飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田14番の6           | アインクサービスオビヤ<br>飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田14番の6             | 福祉用具貸与          | 同 | 6.19 |
| 株式会社高島屋<br>東田川郡櫛引町大字丸岡字鳥飼127番地の2         | アインクサービス高島屋<br>東田川郡櫛引町大字丸岡字鳥飼127番地の2           | 福祉用具貸与          | 同 |      |
| 有限会社カワムラ<br>酒田市東町一丁目15番地の24              | デイサービス燦燦<br>飽海郡遊佐町大字遊佐町字南大坪12番地1               | 通所介護            | 同 | 6.29 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地          | アイリスケアセンター東大町<br>酒田市東町一丁目6番地2号                 | 訪問介護            | 同 |      |
|                                          |                                                | 福祉用具貸与          | 同 |      |
| 有限会社そよ風の森<br>鶴岡市大字下川字龍花崎41番1039号         | デイサービスセンターそよ風の森<br>鶴岡市大字下川字龍花崎41番1039号         | 通所介護            | 同 | 7.14 |
| 株式会社大進<br>秋田県本荘市川口字飛鳥下10番地19号            | ダスキンレントオール庄内ステーション<br>東田川郡三川町大字押切新田字前川原259番地2号 | 福祉用具貸与          | 同 | 7.22 |
| 合資会社すぎやま<br>鶴岡市大字日枝字鳥居上14番地5             | グループホームやまぼうし<br>東田川郡羽黒町大字荒川字字谷地堰42番地1          | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 同 | 7.30 |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>飽海郡松山町大字中牧田字丸福171番地      | 訪問介護事業所さくらホーム広野<br>酒田市大字広野字末広102番地1            | 訪問介護            | 同 |      |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>飽海郡松山町大字中牧田字丸福171番地      | デイサービスセンターさくらホーム広野<br>酒田市大字広野字末広102番地1         | 通所介護            | 同 |      |
| 酒田健康生活協同組合<br>酒田市大字酒井新田字山の下14番地1         | 通所介護にじの輪<br>酒田市大字酒井新田字山の下14番地1                 | 通所介護            | 同 |      |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>飽海郡松山町大字中牧田字丸福171番地      | 短期入所生活介護事業所さくらホーム広野<br>酒田市大字広野字末広102番地1        | 短期入所生活介護        | 同 | 8.6  |
| 株式会社つきみ<br>酒田市宮野浦一丁目6番46号                | グループホームねずがせき<br>西田川郡温海町大字鼠ヶ関字横路9番3号            | 痴呆対応型協同<br>生活介護 | 同 | 8.13 |
| 株式会社ワタナベ冷暖サービス<br>東田川郡余目町大字余目字月屋敷101番地の2 | さふらん余目店<br>東田川郡余目町大字余目字月屋敷101番地の2              | 福祉用具貸与          | 同 | 8.31 |
| 特定非営利活動法人ふれあいヘルパーサービス<br>酒田市相生町二丁目3番80号  | ふれあいヘルパーサービス指定訪問介護事業所<br>酒田市相生町二丁目3番80号        | 訪問介護            | 同 |      |
| 菅睦建設株式会社<br>鶴岡市大字中楯127番地                 | あかり<br>鶴岡市小真木原町10番17号                          | 訪問介護            | 同 |      |
|                                          |                                                | 通所介護            | 同 |      |

|                                    |                                        |             |   |            |
|------------------------------------|----------------------------------------|-------------|---|------------|
| 庄内交通観光バス・ハイヤー株式会社<br>鶴岡市日和田町20番37号 | 庄交指定訪問介護事業所<br>鶴岡市日和田町20番37号           | 訪問介護        | 同 | 9.29       |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号         | 庄内医療生活協同組合鶴岡協立病院<br>鶴岡市文園町9番34号        | 通所リハビリテーション | 同 | 9.30       |
| 社会福祉法人本楯たちばな会<br>酒田市大字豊原字大坪37番地    | ケアハウスふるさと<br>酒田市大字豊原字大坪37番地            | 特定施設入所者生活介護 | 同 |            |
| 株式会社齋藤商会<br>鶴岡市大字布目字宮田155番地の1      | 株式会社齋藤商会<br>鶴岡市大字布目字宮田155番地の1          | 福祉用具貸与      | 同 | 10.13      |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>鶴岡市大字民田字代家田100番1    | ショートステイかけはし<br>鶴岡市大字民田字代家田100番1        | 短期入所生活介護    | 同 | 10.22      |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号         | 協立大山診療所にじの家<br>鶴岡市大山二丁目26番3号           | 通所リハビリテーション | 同 | 10.28      |
| 株式会社ケアサービス鳥海<br>飽海郡八幡町上青沢字向芦沢83番地3 | えびすの家<br>酒田市新橋二丁目24番16号                | 通所介護        | 同 | 10.29      |
| 医療法人丸岡医院<br>酒田市松原南15番地1            | デイサービスセンター亀ヶ崎の家<br>酒田市亀ヶ崎七丁目10番24号     | 通所介護        | 同 |            |
| 医療法人健友会<br>酒田市中町三丁目5番23号           | 本間病院通所リハビリテーション<br>酒田市中町三丁目5番23号       | 通所リハビリテーション | 同 |            |
| 有限会社櫻の木<br>山形市西田三丁目3番28号           | グループホーム眺海<br>飽海郡松山町大字山寺字宅地159番地        | 痴呆対応型共同生活介護 | 同 | 11.17      |
| 管睦建設株式会社<br>鶴岡市大字中楯127番地           | さくら家<br>西田川郡温海町大字湯温海甲231               | 通所介護        | 同 | 11.30      |
| 社会福祉法人正覚会<br>酒田市大字黒森字葎葉山54番10号     | 指定通所介護事業所こもれびの郷境山<br>酒田市大字黒森字境山616番1   | 通所介護        | 同 |            |
| 株式会社暖工業<br>酒田市北新橋一丁目13番6号          | デイ・サービスこすもすの家<br>飽海郡八幡町法連寺字村前13番2号     | 通所介護        | 同 | 12.10      |
| 有限会社和のどか<br>東田川郡三川町大字猪子字下堀田230番地1  | あっとホームのんき<br>東田川郡三川町大字猪子字大堰端336番地      | 痴呆対応型共同生活介護 | 同 | 12.20      |
| 有限会社ほほえみの里<br>飽海郡遊佐町大字江地字中屋敷田3番地7  | デイホームなごやか<br>酒田市光ヶ丘四丁目8番3号             | 通所介護        | 同 | 12.27      |
| ケアサポートひばり有限会社<br>酒田市卸町4番地の5        | 訪問入浴ひばり<br>酒田市卸町4番地の5                  | 訪問入浴介護      | 同 | 平成17. 1. 5 |
| 管睦建設株式会社<br>鶴岡市大字中楯127番地           | デイサービスセンター西目<br>鶴岡市大字西目123番地8          | 通所介護        | 同 | 2.28       |
| 特定非営利活動法人大地<br>東田川郡羽黒町大字赤川字熊坂47番3  | 認知症高齢者グループホームなごみ<br>東田川郡羽黒町大字赤川字熊坂47番3 | 痴呆対応型共同生活介護 | 同 | 3. 2       |
| 株式会社ケアサービス鳥海<br>飽海郡八幡町上青沢字向芦沢83番地3 | いこいの家<br>飽海郡八幡町麓字横道10番8                | 通所介護        | 同 | 3.24       |
| 株式会社小野寺ドライクリーニング工場<br>鶴岡市泉町7番59号   | 福祉用具フジ<br>鶴岡市千石町10番81号                 | 福祉用具貸与      | 同 | 3.25       |

|                                    |                                         |          |   |      |
|------------------------------------|-----------------------------------------|----------|---|------|
| 株式会社カネジュウ<br>酒田市中町二丁目1番16号         | デイサービスセンターなごやか酒田<br>酒田市大字十里塚字村東山南317番地1 | 通所介護     | 同 | 3.28 |
| 庄内まちづくり協同組合「虹」<br>鶴岡市大字日枝字海老島36番4号 | デイサービスおうら<br>鶴岡市大山二丁目36番33号             | 通所介護     | 同 |      |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号  | 短期入所センターおおやま<br>鶴岡市大山三丁目34番1号           | 短期入所生活介護 | 同 | 3.31 |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号  | 老人デイサービスセンターおおやま<br>鶴岡市大山三丁目34番1号       | 通所介護     | 同 |      |
| 山形県高齢者福祉生活協同組合<br>鶴岡市長者町8番25号      | デイサービスこだま<br>酒田市光ヶ丘五丁目13番32号            | 通所介護     | 同 |      |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市北新町一丁目1番43号     | ケアステーションあらた<br>酒田市船場町一丁目7番3号            | 訪問介護     | 同 |      |

## 山形県告示第364号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成17年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                           | 指定年月日     |
|-------------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 株式会社ロック<br>鶴岡市大宝寺町3番51号             | さくら庄内居宅介護支援センター<br>酒田市上本町7番24号        | 平成16.4.6  |
| 株式会社福祉のひろば<br>酒田市大字穂積字上市神139番地の5    | 株式会社福祉のひろば鶴岡営業所<br>鶴岡市大山三丁目7番9号       | 同 4.9     |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地     | アイリスケアセンター東大町<br>酒田市東町一丁目6番地2号        | 同 6.29    |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>飽海郡松山町大字中牧田字丸福171番地 | 居宅介護支援事業所さくらホーム広野<br>酒田市大字広野字末広102番地1 | 同 7.30    |
| 菅睦建設株式会社<br>鶴岡市大字中楯127番地            | クオリティケアサービス<br>鶴岡市小真木原町10番17号         | 同 9.30    |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市北新町一丁目1番43号      | ケアステーションあらた<br>酒田市船場町一丁目7番3号          | 平成17.3.31 |

## 山形県告示第365号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成17年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護老人福祉施設の名称     | 所在地               | 指定年月日     |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 特別養護老人ホームさくらホーム広野 | 酒田市大字広野字末広102番地の1 | 平成16.8.6  |
| 特別養護老人ホームおおやま     | 鶴岡市大山三丁目34番1号     | 平成17.3.31 |

## 山形県告示第366号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護療養型医療施設の名称 | 所在地          | 指定年月日      |
|----------------|--------------|------------|
| 茅原クリニック        | 鶴岡市茅原町26番23号 | 平成17. 3.24 |

## 山形県告示第367号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の指定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護療養型医療施設の名称 | 所在地        | 辞退の効力発生年月日 |
|----------------|------------|------------|
| 健生ふれあいクリニック    | 酒田市泉町1番16号 | 平成17. 3.31 |

## 山形県告示第368号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地        |                    | 変更年月日      |
|-----------------------------------|-----------|--------------------|--------------------|------------|
|                                   |           | 変更前                | 変更後                |            |
| 酒田健康生活協同組合<br>酒田市大字酒井新田字山の下14番地1  | 訪問介護      | ヘルパーステーションにしの      |                    | 平成16. 4. 1 |
|                                   |           | 酒田市泉町1番16号         | 酒田市大字酒井新田字山の下14番地1 |            |
| 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会<br>酒田市新橋二丁目1番19号 | 訪問介護      | 酒田市社会福祉協議会         |                    | 同 7. 1     |
|                                   | 訪問入浴介護    | 酒田市相生町二丁目3番80号     | 酒田市新橋二丁目1番19号      |            |
| 菅睦建設株式会社<br>鶴岡市大字中楯127番地          | 訪問介護      | あかり                | 訪問介護クオリティケアサービス    | 平成17. 3. 1 |
|                                   |           | 鶴岡市小真木原町10番17号     | 鶴岡市大字西目123番地8      |            |
| 酒田健康生活協同組合<br>酒田市大字酒井新田字山の下14番地1  | 通所介護      | 通所介護にじの輪           | 健生ふれあいクリニック        | 同 4. 1     |
|                                   |           | 酒田市大字酒井新田字山の下14番地1 | 酒田市泉町1番16号         |            |
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号 | 訪問介護      | たかだてホームヘルパーステーション  | ホームヘルパーステーションおおやま  | 同          |
|                                   |           | 鶴岡市友江町23番14号       | 鶴岡市大山三丁目34番1号      |            |

## 山形県告示第369号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地                   | 事業所の名称及び所在地     |                    | 変更年月日      |
|-------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------|
|                                           | 変更前             | 変更後                |            |
| 酒田健康生活協同組合<br>酒田市大字酒井新田字山<br>の下14番地1      | 健生ふれあいクリニック     | にじの輪               | 平成16. 6. 1 |
|                                           | 酒田市泉町1番16号      | 酒田市大字酒井新田字山の下14番地1 |            |
| 社会福祉法人酒田市社会<br>福祉協議会<br>酒田市新橋二丁目1番19<br>号 | 酒田市社会福祉協議会      |                    | 同 7. 1     |
|                                           | 酒田市相生町二丁目3番80号  | 酒田市新橋二丁目1番19号      |            |
| 医療法人健友会<br>酒田市中町三丁目4番20<br>号              | 医療法人本間病院        | 本間病院居宅介護支援事業所      | 同 11. 1    |
|                                           | 酒田市中町三丁目4番20号   | 酒田市中町三丁目5番23号      |            |
| 菅陸建設株式会社<br>鶴岡市大字中楯127番地                  | クオリティケアサービス     |                    | 平成17. 3. 1 |
|                                           | 鶴岡市小真木原町10番17号  | 鶴岡市大字西目123番地8      |            |
| 株式会社ロック<br>鶴岡市大宝寺町3番51号                   | さくら庄内居宅介護支援センター |                    | 同 3.10     |
|                                           | 酒田市上本町7番24号     | 鶴岡市大字柳田中30番地1      |            |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号                | 協立大山診療所         | 協立ケアプランセンター大山      | 同 4. 1     |
|                                           | 鶴岡市大山二丁目26番3号   | 鶴岡市大山二丁目36番33号     |            |
| 社会福祉法人鶴岡市社会<br>福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号     | たかだて住宅介護支援センター  | 在宅介護支援センターおおやま     | 同          |
|                                           | 鶴岡市友江町23番14号    | 鶴岡市大山三丁目34番1号      |            |

## 山形県告示第370号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鮎貝堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 小 口 祐 一 | 西置賜郡白鷹町大字箕和田573 |
| 同        | 吉 田 英 一 | 同 下山27          |
| 同        | 加 藤 嘉 郎 | 同 鮎貝3228 - 1    |

|    |       |   |             |
|----|-------|---|-------------|
| 同  | 土屋貞夫  | 同 | 高岡5525 - 3  |
| 同  | 金子勝見  | 同 | 鮎貝2299      |
| 同  | 横沢勝三  | 同 | 黒鴨805 - 1   |
| 同  | 石川栄一  | 同 | 鮎貝1538      |
| 同  | 石井紀嘉  | 同 | 山口596       |
| 同  | 樋口秀一  | 同 | 深山673       |
| 監事 | 樋口哲夫  | 同 | 鮎貝2293      |
| 同  | 佐藤進一  | 同 | 鮎貝5216 - 18 |
| 同  | 矢羽木信作 | 同 | 鮎貝3332      |

## 山形県告示第371号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鮎貝堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所              |
|----------|-------|-----------------|
| 理事       | 小口祐一  | 西置賜郡白鷹町大字箕和田573 |
| 同        | 加藤嘉郎  | 同 鮎貝3228 - 1    |
| 同        | 土屋貞夫  | 同 高岡5525 - 3    |
| 同        | 樋口秀一  | 同 深山673         |
| 同        | 金子勝見  | 同 鮎貝2299        |
| 同        | 横沢勝三  | 同 黒鴨805 - 1     |
| 同        | 石川栄一  | 同 鮎貝1538        |
| 同        | 岡崎鹿造  | 同 菖蒲1476 - 1    |
| 同        | 榎本正弘  | 同 山口266         |
| 監事       | 佐藤進一  | 同 鮎貝5216 - 18   |
| 同        | 樋口哲夫  | 同 鮎貝2293        |
| 同        | 矢羽木信作 | 同 鮎貝3332        |



## 山形県告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市馬合11番2から  
同 白川67番4まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月15日

## 山形県告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 天童市大字高揃字的場1999番1から  
同 字松葉1600番4まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月15日

## 山形県告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字清池字西側35番2から  
同 大字高揃字影澤北1951番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月15日

## 山形県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 最上小野田線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字満沢字満沢181番1から  
同 字向原144番3まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月15日

## 山形県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上小野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|--------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 最上郡最上町大字満沢字満沢181番1から<br>同 字向原144番3まで | 旧    | 36.6メートル<br>ゝ<br>6.6 | メートル<br>643 |
| 同 上                                  |      | 66.0メートル<br>ゝ<br>7.5 | メートル<br>513 |
| 同 上                                  | 新    | 36.6<br>ゝ<br>11.5    | 同 上         |

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月15日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第4号

山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年5月県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第1編第2章」を「第1編第3章」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

(表)

|                                                                                                                                                               |                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|                                                                                                                                                               | 第 号                      |
| 身 分 証 明 書                                                                                                                                                     |                          |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 写<br/>真<br/><br/>                 押 出<br/>スタンプ             </div> | 官 職<br>氏 名<br><br>年 月 日生 |
| 上記の者は、山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年5月県公安委員会規則第3号)第10条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。                                                                 |                          |
| 年 月 日                                                                                                                                                         |                          |
| 山形県公安委員会 印                                                                                                                                                    |                          |

(裏)

民法(明治29年法律第89号)(抜粋)

第67条 略

2 略

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

(昭和59年5月県公安委員会規則第3号)(抜粋)

(業務の監督)

第10条 公安委員会は、警察関係公益法人の監督上必要があると認めるときは、当該法人に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその事務所に立ち入り、業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 身分証明書の様式については、この規則による改正後の山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則別記様式の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成17年4月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成17年4月15日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   |
|----------|--------|----------|--------------|
| 小野仁後援会   | 小野 仁   | 深瀬 吉也    | 山形市城南町2-2-17 |
| 蔵王山麓を守る会 | 長田 康仁  | 長瀬 保之    | 上市市金瓶字田中35-3 |
| 佐竹盛夫後援会  | 佐竹 義昭  | 佐竹 義昭    | 山形市大字千手堂2    |
| 高橋ひろし後援会 | 高橋 敏雄  | 高橋 国雄    | 天童市北目1-2-22  |

|                 |      |       |                       |
|-----------------|------|-------|-----------------------|
| 長岡周眞後援会         | 長岡稔  | 長岡秀美  | 西村山郡朝日町大字太郎17         |
| 伊藤亮一と米沢を考える市民の会 | 伊藤亮一 | 北見善男  | 米沢市古志田町2544           |
| 菊地富蔵後援会         | 相田実  | 菊地みち子 | 米沢市大字塩野2399 - 5       |
| 樋口政夫後援会         | 樋口政夫 | 高橋昭雄  | 長井市歌丸2682 - 2         |
| 山田一郎後援会         | 阪野一弥 | 遠藤久   | 東置賜郡川西町大字時田314 - 2    |
| 明るい鶴岡をつくる市民の会   | 大竹周次 | 関徹    | 鶴岡市千石町9 - 20          |
| 阿部時男後援会         | 阿部義雄 | 阿部充   | 飽海郡平田町大字北俣字吉ヶ沢103     |
| 今田武後援会          | 三浦義夫 | 斎藤喜好  | 飽海郡松山町大字山崎字欠之上102     |
| 佐藤まさとし後援会       | 遠藤俊三 | 石黒達弥  | 飽海郡松山町大字茗力沢字前畑241 - 4 |
| 昇政会             | 田岡昇  | 田岡律子  | 酒田市みずほ2 - 6 - 8       |
| 田岡のぼる後援会        | 鈴木修一 | 田岡律子  | 酒田市みずほ2 - 6 - 8       |
| 土田新農政研究所        | 土田実  | 土田実   | 飽海郡松山町大字土淵字新田町41      |
| 土田実後援会          | 土田実  | 土田実   | 飽海郡松山町大字土淵字新田町41      |

## 公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成17年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

### 1 募集期間等

| 募集種目 | 募集人員    | 募集期間                              | 試験期日           | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期                   |
|------|---------|-----------------------------------|----------------|------------------------------|--------|------------|------------------------|
| 2等陸士 | 若干名(男子) | 平成17年<br>4月18日から<br>同年<br>5月20日まで | 平成17年<br>5月28日 | 筆記試験<br>口述試験<br>適性試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 平成17年<br>7月又は<br>同年10月 |
| 2等海士 | 若干名(男子) |                                   |                |                              |        |            |                        |
| 2等空士 | 若干名(男子) |                                   |                |                              |        |            |                        |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、市役所、町村役場又は自衛隊山形地方連絡部において志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部(電話023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課(電話023(630)2075)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ほっと
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 エミ
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県西置賜郡飯豊町大字榎2980番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、さまざまな年代の人たちとの日常的なふれあいをとおして豊かな人間性を育み、子どもから大人まですべての人々がすこやかに生活できるような事業を行い、地域・社会の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 みなと研究会
  - (2) 代表者の氏名  
守屋 元志
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市上安町一丁目5番地の2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、豊かな自然に恵まれた山形県沿岸、港、海岸環境、親水空間において保全と利用が調和した環境整備の推進に努め、自然と共生する海岸保全、海洋生物の保護保全をすることで、社会全体に貢献して、健全で快適な海岸環境を未来に引き継ぐことを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年5月15日まで縦覧に供する。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ山形駅西店  
山形市山形駅西土地区画整理事業地内9街区1画地

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成16年12月3日

3 意見の概要

(1) 駐車及び駐輪について

イ 当該店舗の立地場所を考慮し、来店者以外の駐車及び駐輪によって交通渋滞、騒音又は放置車両等が発生しないよう駐車場及び駐輪場の運用方法に十分に配慮すること。

ロ 近隣の公道への駐車及び駐輪がないように十分に配慮すること。特に、当該店舗周辺は市条例に基づく「自転車等放置禁止区域」に指定されているので、歩道上への駐輪がないよう十分な駐輪スペースを確保すること。

ハ 来客車両及び搬入車両等により公道歩行者の通行が妨げられないよう十分に配慮すること。

(2) 深夜営業について

過度の照明又は騒音等により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行    | 誤  | 正  |
|------------|-----------|-----|------|----|----|
| 平成17. 2.25 | 第1621号    | 157 | 下から5 | 変更 | 新設 |
| 同          | 同         | 167 | 10   | 変更 | 新設 |